

冬期間の安全で快適な交通確保について

平素は、福井県内の円滑な道路交通の確保に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。福井県は冬期に積雪が集中する地域であり、北陸地方の入り口という地理的要因もあり、積雪による交通障害がしばしば発生しています。

特に平成30年2月4日から7日にかけての平成30年豪雪では、北陸地方を中心として積雪1mを超える大雪となり、福井市では昭和56年（1981年）の豪雪以来37年ぶりに積雪が140cmを超え、高速道路や国道などで断続的な車の立ち往生、渋滞が発生、福井・石川県境部では大型車両のスタックなどにより、約1,500台の立ち往生車両が発生し、解消までに約3日を要する事態となりました。

これを受けて、両県に関わる道路管理者と警察、自治体及び気象台で対策を検討し、各道路管理者における除雪機械の増強など除雪体制の強化、合同訓練実施など関係機関の連携の強化等、鋭意取り組みを進めているところです。

つきましては、貴所におかれましても、下記事項について特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 豪雪地帯の日本海側など積雪寒冷地を走行する場合には冬用タイヤの装着に加えてチェーンを携行し、気象情報や道路情報に注意してチェーンの早めの装着
2. 冬用タイヤの装着やチェーンの携行などの冬装備の啓発
 - ・ 後輪がダブルタイヤの場合は、トリプル型チェーンの携行
3. 最新の気象・道路情報を入手したうえで、降雪時でも余裕のある運行計画の実施
4. 様々な機会において、速度超過抑止の呼びかけ
5. 特に大雪が予想される時には以下についてお願いします
 - ・ 運送計画の見合わせによる需要抑制
 - ・ 大雪が予想される地域を避ける広域迂回の検討

なお、平成30年12月に新たに定められたチェーン規制区間においては、「大雪に関する緊急発表」や「大雪特別警報」がなされるような異例の降雪時に、チェーン装着車以外の車両の通行を制限する措置（チェーン規制）を実施する場合があります。

チェーン規制区間

- 一般国道8号 : 福井県あわら市熊坂～あわら市笹岡 延長3.2km
E8北陸自動車道 : ①木之本IC～今庄IC 延長44.7km
②丸岡IC～加賀IC 延長17.8km

チェーン規制時には、チェーン非装着車については、引き返すか、車両待避スペース等での待機をお願いします。

また、県内（県境部）の直轄国道においては、過去にスタック車両が発生した区間を「予防的通行規制区間」に設定しており、一時的な通行規制を行って除雪を行うことがあります。高速道路においても、大雪が予想される場合には、直轄国道と同様に、「予防的通行規制」により集中除雪を行うことがあります。

予防的通行規制区間（直轄国道）

1. 一般国道8号：福井県あわら市牛ノ谷～坂井市丸岡町羽崎 延長17.2km
2. 一般国道8号：福井県越前市塚原～敦賀市岡山 延長33.4km
3. 一般国道8号：福井県敦賀市岡山～敦賀市新道 延長13.0km
4. 一般国道27号：福井県三方郡若狭町気山～小浜市遠敷 延長24.9km
5. 一般国道27号：福井県大飯郡高浜町六路谷～
京都府舞鶴市北田辺 延長16.3km
6. 一般国道161号：福井県敦賀市疋田～
滋賀県高島市マキノ町野口 延長12.8km

通行止めの目安は、地形、気温等によって異なりますが、1時間の降雪量で5cm/h以上が継続するような場合となります。

チェーン規制、予防的通行規制は、いずれも、長時間の通行不能を防止するため、集中的な除雪を実施するものですので、御理解と御協力をお願いします。